

西宮市都市景観・屋外広告物審議会景観アドバイザー部会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）第26条第1項の規定に基づき、西宮市都市景観・屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）は、西宮市都市景観・屋外広告物審議会景観アドバイザー部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、西宮市附属機関条例 別表で規定する審議会の担当事務に定められた事項のうち、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び西宮市都市景観条例（平成21年西宮市条例第8号。以下「条例」という。）、景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則（平成21年西宮市規則第19号。以下「規則」という。）において審議会の意見を聴くこととされている事項のうち、次に掲げる条項に基づき審議会の意見を聴くこととなる事項。

イ 条例第24条の3 【景観重要建造物に対する現状変更許可】

ロ 条例第30条で準用する同条例第24条の3 【景観重要樹木に対する現状変更許可】

ハ 規則第5条の5 【計画策定段階協議】

ニ 条例第10条第6項及び同条第9項 【設計段階協議】

ホ 規則第30条で準用する規則第5条の5 【計画策定段階協議（景観地区）】

ヘ 規則第31条第6項 【設計段階協議（景観地区）】

ト 条例第40条 【景観地区内での要認定工作物に対する制限緩和等の特例】

チ 条例第50条 【景観地区内での開発行為等に対する制限緩和等の特例】

(2) 景観計画に規定する景観形成基準を適用しない場合において、審議会の意見を聴くこととされている事項。

(3) 風致地区に係る次に掲げる事項。

イ 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成15年西宮市条例第50号）別表第3に掲げる特例基準による許可について審議会の意見を聴くこととされている事項。

ロ 西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例及び西宮市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則（平成16年西宮市規則第1号）の改正（イに係る改正に限る。）に係る事項。

(4) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項。

(部会への出席等)

第3条 部会は、前条に規定する審議に際し、当該審議に係る行為をしようとする者又は行為をした者に対して、部会への出席および審議に必要な図書等の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 部会の庶務は、政策局都市計画部において行う。

(雑務)

第5条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月16日から施行する。